

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	情報本部共通基盤の移設	府中LPS-X00195	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和4年 5月13日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊等名	航空開発実験集団司令部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊府中基地で使用している情報本部共通基盤（以下「DICE」という。）の移設について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等は、除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

- a) C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書
- b) DIH-CK-19007A 情報本部共通基盤の器材借上（02継続）

2 役務に関する要求

2.1 移設対象機器

付表のとおり。

2.2 役務内容

契約相手方は、府中基地175庁舎2階（以下「移設元」という。）に設置しているDICEの機器を、府中基地180庁舎3階（以下「移設先」という。）へ移設するものとする。

2.2.1 現地調査及び事前調整の実施

契約相手方は、移設作業に先立ち、付図第1及び付図第2に示す移設元及び移設先において現地調査を実施し、官側と移設作業に係る事前調整を実施するものとする。

品名又は件名	情報本部共通基盤の移設
--------	-------------

2.2.2 移設作業

移設作業においては、機器及び施設等に損害を与えないよう、必要に応じて機器及び運搬経路上の廊下、階段、壁、建具周りに養生の処置を行うものとする。

2.2.3 設置調整

設置作業は次による。

- a) 移設前 官側及び移設対象機器のシステム維持会社が実施する移設品確認、外観検査及び機能試験（各構成品及び他局疎通確認）による動作確認と電源オフを確認した後、対象機器の取外し作業を開始するものとする。なお、移設対象機器のシステム維持会社による動作確認の実施については、契約相手方が依頼するものとする。
- b) 移設後 官側及び移設対象機器のシステム維持会社が実施する外観検査及び機能試験（各構成品及び他局疎通確認）による動作確認に立ち合うものとする。この際、不具合が発生した場合については、不具合箇所の調査及び措置について官側と協議したうえで官側が定めた内容により対処するものとする。なお、移設対象機器のシステム維持会社による動作確認の実施については、契約相手方が依頼するものとする。
- c) 移設先における機器への電源供給については、官側から提供するものとし、電源工事及び電源ケーブルの敷設は本役務の対象外とする。また、官側の基地内伝送路を使用できるものとし、機器へのネットワーク配線を行う。

2.3 作業完了期限

令和4年7月18日までとし、細部日程は官側と調整するものとする。

2.4 履行場所

移設元及び移設先は、付図第1及び付図第2を基準とする。

2.5 資器材等

次に示す役務に必要な資器材は、契約相手方が準備するものとする。

- a) 養生に必要な資材
- b) 役務に必要な工具及び資器材等

2.6 発生材等

現在使用されている資材、ケーブル等のうち不要となったものは、確実に撤去するものとし、監督官の指定する場所に集積するものとする。ただし、場所の変更をしている場合や対象と認識できないケーブルおよび追跡困難で両端が確認できないケーブル等については撤去対象外とする。なお集積後の産業廃棄等は本役務の対象外とする。

3 品質保証

3.1 物品等の確認

品名又は件名	情報本部共通基盤の移設
--------	-------------

- a) 役務の前後において、官側及び契約の相手方両方の立会いにより、移設物品の数量を確認するものとする。
- b) 契約相手方の過失により施設及び備品等に損害を与えた場合は、契約相手方の責において速やかに現状に復旧するものとする。
- c) 契約相手方は、役務の履行に伴う作業事故の防止に努めるものとし、万一、人身事故又は物損事故が発生した場合の損害賠償等については、契約相手方が全ての責に任じるものとする。

3.2 監督及び検査

監督及び検査は、本仕様書に基づき、作業完了報告書の提出をもって検査を実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 作業計画書

契約相手方は、契約成立後速やかに、次に示す事項が確認できる作業計画書（様式任意）を作成し、監督官の事前確認を得た後に、検査官に提出するものとし、当該計画に変更が生じた場合は、その都度、作業計画を作成し、検査官に提出するものとする。

- a) 契約件名
- b) 事業者名
- c) 作業実施者氏名
- d) 作業時間
- e) 作業場所
- f) 作業工程及び作業人数
- g) 移設先配線図
- h) 移設先作業要領
- i) 設置後の動作確認、接続確認及び接続試験要領

4.1.2 作業完了報告書

契約相手方は本役務終了後、作業内容、事故等の有無を確認できる作業完了報告書（様式任意）を作成し、検査官へ提出するものとする。

4.2 官側における支援

契約の相手方は、役務作業において支援を必要とする場合には事前に調整のうえ、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 部隊長が認める事務室の利用
- b) 部隊における電力及び水の使用
- c) 電話及びFAXの利用（自衛隊の専用線に限定）
- d) 本役務に関連する、部隊長が認めた技術指令書等の閲覧
- e) 移設に必要な器具（台車等）の使用

品名又は件名	情報本部共通基盤の移設
--------	-------------

4.3 一般管理事項

- a) 基地内立入りについては、府中基地規則に従い、移設元又は移設先及び定められた場所以外に立入らないものとする。
- b) 契約相手方は、本役務により知り得た航空自衛隊に関する知識等について、漏えい又は他に転用してはならないものとする。
- c) 契約相手方は、携帯型情報通信機器等を持ち込み使用する場合は、監督官の許可を得るものとする。
- d) 基地内における工事車両等の運行については、府中基地交通安全規則等に従うものとする。

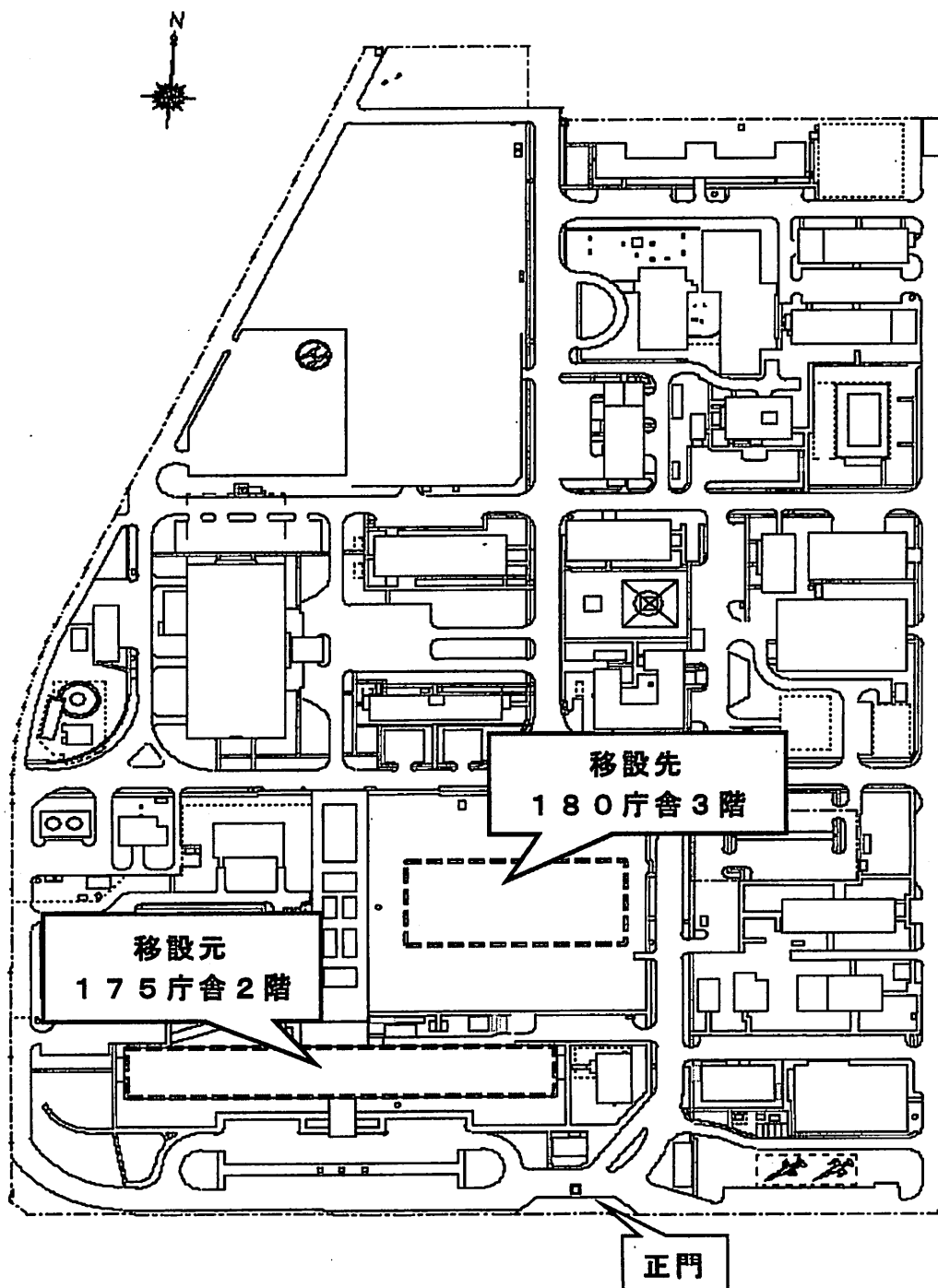
4.3 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

移設対象機器

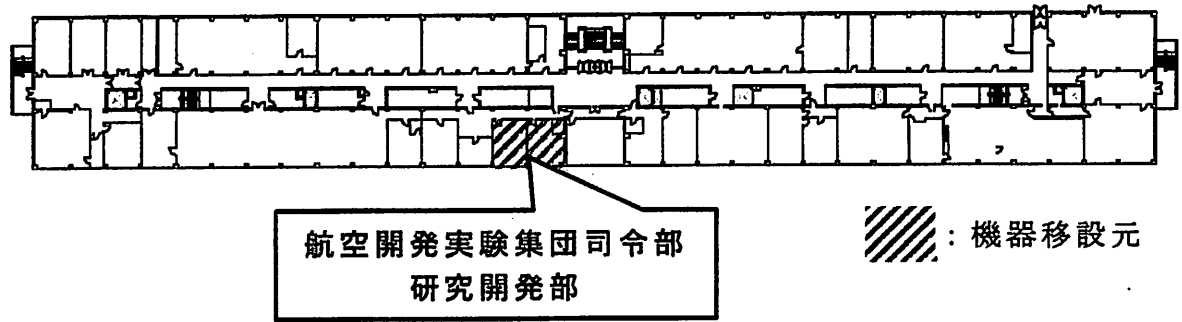
番号	構成 品名	設置場所
		研究開発部
1	D I C E 端末装置 (デスクトップ型)	1
2	ネットワークプリンタ (A4)	1
3	ソフトウェア暗号終端局A	2
4	フロアL2スイッチD	2
5	メディアコンバータ	1

移設元及び移設先（全体図）

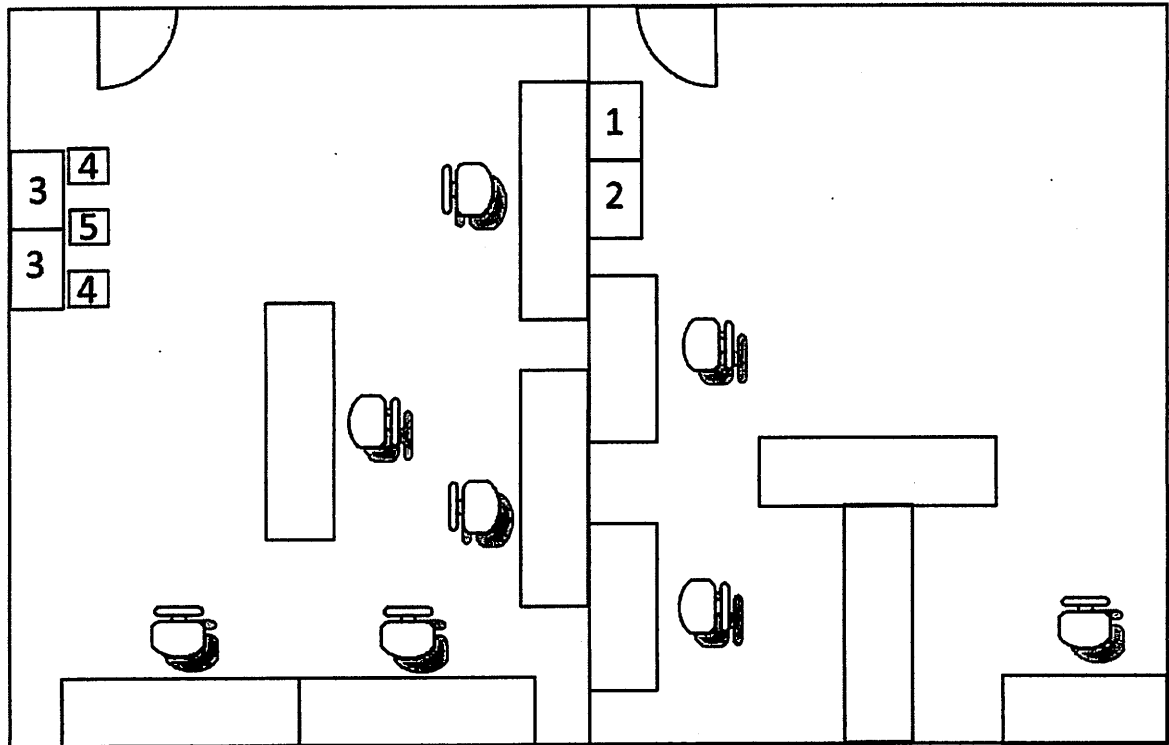


移設元及び移設先（細部）

- 1 移設元：175庁舎2階
航空開発実験集団司令部 研究開発部

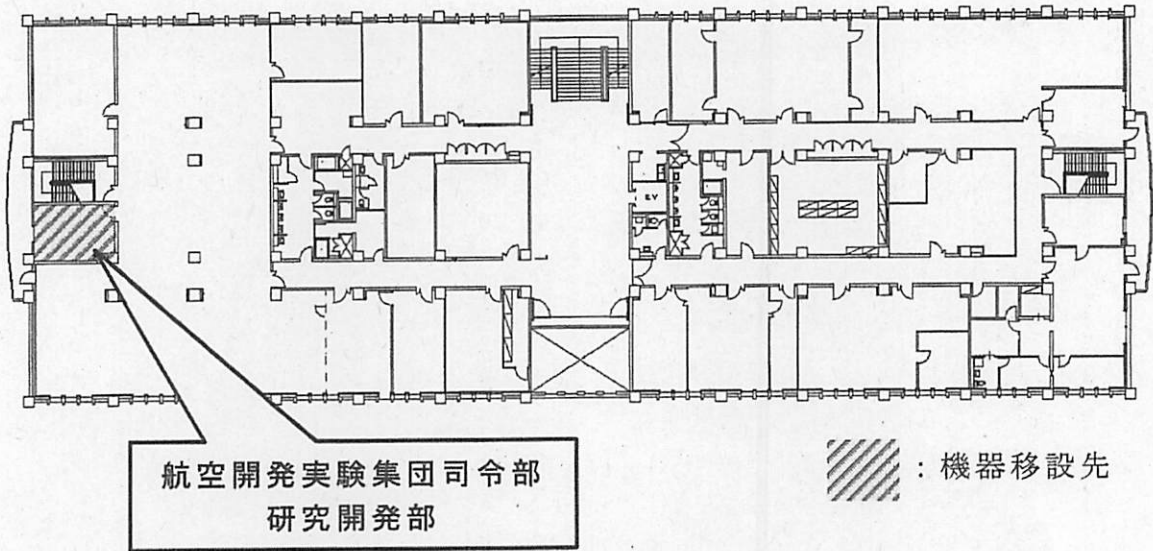


拡大図

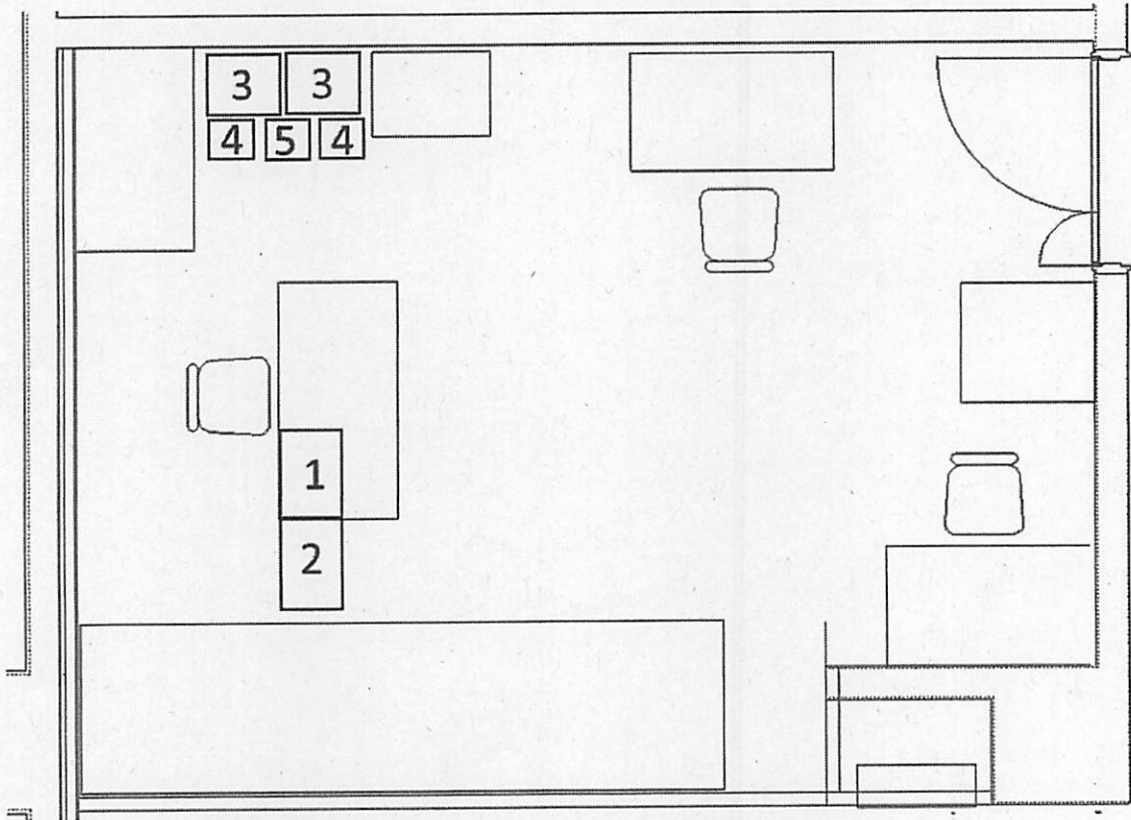


注：図中の数字は付表に示す移設対象機器の番号を示す。

2 移設先：180庁舎3階
 航空開発実験集団司令部 研究開発部



拡大図



注：図中の数字は付表に示す移設対象機器の番号を示す。